

2026 年度における排出量取引制度への対応について

2026 年 8 月 6 日

経済産業省 GX グループ環境経済室

平素より大変お世話になっております。

また、経済産業行政に御理解・御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

経済産業省では、「GX 経済移行債」を活用した先行投資支援と、先行投資を促す「カーボンプライシング」を組み合わせた「成長志向型カーボンプライシング構想」を推進しており、その具体的施策の一つとして、本年 4 月から、GX 推進法に基づく排出量取引制度が開始されています。

排出量取引制度は、前年度までの 3 ヶ年度（本年度の場合、2023～2025 年度）の二酸化炭素の直接排出量の平均（年度平均排出量）が 10 万トン以上の事業者が制度対象となります。

事業者は、自らの二酸化炭素排出量の算定を行った上で、年度平均排出量が 10 万トン以上となる場合は、2026 年度については、主に、以下に記載する手続を行っていただく必要があります。末尾に記載しております各種マニュアルを必ず御確認の上、御対応ください。

※経済産業省において、該当する事業者に対して、制度対象である旨の指定や通知は行いません。各事業者において、制度対象となるか否かの確認を行う必要があります。

1. 排出量取引管理システム（通称：ERMS（アームス））のアカウント開設

ERMS は、排出量取引制度の各種手続（届出、移行計画の提出、排出実績量の報告、排出枠の管理等）を行うための専用システムです。

制度対象者は、はじめに ERMS のアカウントを開設してください。

※アカウントの開設に当たっては、G ビズ ID のプライム又はメンバーのアカウントが必要です。G ビズ ID アカウントを作成していない場合は、デジタル庁の G ビズ ID ウェブサイトを参照の上、アカウントを作成してください。

<関連マニュアル等>

- ・[手続の全体像（セットアップマニュアル）](#)

- ・ [ERMS（ログイン画面）](#)
- ・ [システム操作マニュアル](#)

2. 制度対象である旨の届出

2026 年 9 月 30 日までに、年度平均排出量等の届出を行ってください（第三者機関（登録確認機関）による確認は不要です。）。

なお、年度平均排出量が 10 万トン未満となる場合は、届出は不要です（その他一切の手続は不要です。）。

<関連マニュアル>

- ・ [手続の全体像（セットアップマニュアル）](#)
- ・ [届出・排出目標量等算定マニュアル](#)
- ・ [排出量算定・報告マニュアル](#)

3. 移行計画の提出

2026 年 9 月 30 日までに、移行計画（2030 年度までの二酸化炭素排出量の目標や投資計画等について記載した計画）を作成し、提出してください（2. の届出を行った後に提出が可能です。）。

<関連マニュアル>

- ・ [移行計画作成マニュアル](#)

4. 排出実績量の算定

今年度（4 月から翌 3 月）の自社の二酸化炭素の排出実績量を算定してください（2027 年 9 月 30 日までに報告する必要があります。）。

<関連マニュアル>

- ・ [排出量算定・報告マニュアル](#)

5. 契約する登録確認機関の検討の開始

2027 年度に必要な排出目標量の届出、排出実績量の報告に当たっては、第三者機関（登録確認機関）による確認が必要です。このため、2026 年度のうちから、契約する登録確認機関の検討を開始してください。

現在、登録されている登録確認機関は、経済産業省ウェブサイトに掲載しています。

＜関連マニュアル＞

- ・ [手続の全体像（セットアップマニュアル）](#)

【参考情報・問合せ先】

＜制度に関する情報＞

GX 推進機構が設置する「排出量取引制度ポータルサイト」に、法令やマニュアル、説明会等の制度に関する情報を掲載しています。

- ・ [排出量取引制度ポータルサイト](#)

＜問合せ先＞

制度の内容や具体的な手続等に関するお問合せは、GX 推進機構が設置する「排出量取引制度ポータルサイト」のお問合せフォームからお願いします。

- ・ [お問合せフォーム](#)

以上